

## 議案第 2 2 号

山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂 本 靖 也

(提案理由)

令和 6 年 6 月 1 9 日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための  
改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和 6 年  
法律第 5 3 号)による栄養士法(昭和 2 2 年法律第 2 4 5 号)の改正  
に伴う各種施設の基準の一部改正により、本条例を改正する必要があり  
ます。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年山都町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第152条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(従業者の員数)</p> <p>第152条 （略）</p> <p>2～12 （略）</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は</u>機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 （略）</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第152条 （略）</p> <p>2～12 （略）</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 （略）</p>